

令和7年度

山王海葛丸農業水利事業

稲荷幹線用水路実施設計（その2）業務

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

## 第1章 総則

(適用範囲)

### 第1-1条

山王海葛丸農業水利事業稲荷幹線用水路実施設計（その2）業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（設）」という。）、「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（調）」という。）及び「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（測）」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、機能診断調査については、共通仕様書（設）によるものとする。

また、共通仕様書（設）、共通仕様書（調）及び共通仕様書（測）において共通する事項については代表して共通仕様書（設）のみを記載する。

(目的)

### 第1-2条

本業務は、山王海葛丸農業水利事業の工事実施に利用するため、稲荷幹線用水路の実施設計を行うものである。

(場所)

### 第1-3条

本業務において対象とする、稲荷幹線用水路は、岩手県紫波郡紫波町升沢地内他にある施設であり、別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

### 第1-4条

#### 1 調査業務

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書（調）第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

#### 2 設計業務

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書（設）第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

#### 第1-5条

1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条（照査技術者）」及び「共通仕様書（設）第1-7条（照査技術者及び照査の実施）」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

#### 2 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

(2) 東北農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請を行い受理されている者で、落札決定時において「A等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定がなされている者であること。

(3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 共通仕様書（設）第1-30条（守秘義務）を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

##### 1) 資本関係

ア 親会社と子会社の関係にある

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

##### 2) 人的関係

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

#### 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種または類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

#### 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査のほか、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

#### 5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

#### 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5-1条（業務打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

#### 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書（設）第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

#### 8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

#### 第1-6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況

を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

#### 第1－7条

業務請負契約書、共通仕様書（設）に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。  
また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- 4 測量作業規程第24条（基準点測量 作業計画）、第51条（レベル等による水準測量 作業計画）については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
- 5 測量作業規程第170条（空中写真測量 作業計画）については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。

(管理技術者)

第1-8条

- 1 管理技術者は、共通仕様書(設)第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農業農村工学
		機械-機械設計
		建設-鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
	機械	機械設計
建設	鋼構造及びコンクリート	
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士(農業-農業土木)、技術士(農業-農業農村工学)及びシビルコンサルティングマネージャー(農業土木)については、パイプライン、ゲート設備のいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、屋外で行う測量(または調査)の実施に際して現場に常駐しなければならない。

この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局山王海葛丸農業水利事業所工事課に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し、作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。

(照査技術者)

第1-9条

- 1 照査技術者は、共通仕様書(設)第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術

管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		機械－機械設計
		建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
	機械	機械設計
建設	鋼構造及びコンクリート	
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、パイプライン、ゲート設備のいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

2 共通仕様書（設）第1－7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
- (2) 基本条件の設定時
- (3) 細部条件及び構造検討項目の決定時
- (4) 設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時
- (5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」と

いう。)に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設）第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

4 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1-10条

- 1 担当技術者は、共通仕様書（設）第1-8条によるものとする。
- 2 担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせ行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。

（配置技術者の確認）

第1-11条

共通仕様書（設）第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書（設）第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。  
なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1-12条

受注者は、共通仕様書（設）第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。  
他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和3年6月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「農道」	(公社)農業農村工学会	令和6年3月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	平成30年5月
5	鋼構造物設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木事業協会	平成21年11月
6	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社)農業土木事業協会	令和5年4月
7	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
8	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
9	農業水利施設長寿命化のための手引き(案)	農林水産省農村振興局	平成27年11月
10	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成5年3月
11	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(パイプライン編)(案)	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成29年4月

(設計条件等)

## 第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

### 1 設計基本条件

#### (1) パイプライン

項目	条件		備考
設計流量	始点（稲荷分水工）	2.732m <sup>3</sup> /s	代かき期最大
	終点（県営水路取付工）	1.959m <sup>3</sup> /s	〃
設計水位	始点（稲荷分水工）	WL=182.090m	設計水位
	終点（第4号分水工）	WL=142.570m	〃

(2) ゲート設備等

別紙－2「設計基本条件」に示すとおりとする。

2 対象施設

本業務の対象施設は、別紙－3「対象施設一覧」に示すものとする。

3 更新・補修計画

更新・補修計画は、第2－5条（貸与資料等）に示す過年度業務報告書における健全度評価及び長寿命化計画を参考とするものとする。

なお、過年度業務において不足している機能診断調査及び健全度評価について本業務において実施するものとする。

(作業条件)

第2－3条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地調査は、下記に示す時期を予定しているが、詳細については監督職員と打合せた後に実施するものとする。

施設名	作業予定期間	備考
稲荷幹線用水路	R7.9月～R7.12月	かんがい期終了9月5日

- 4 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

5 対象施設の詳細調査等については、非かんがい期の落水状態での調査を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。

6 屋外での作業実施に際しては、共通仕様書（設）第1-31条により安全確保に努めなければならない。

（参考図書）

第2-4条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書（設）第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針2022	(公社)日本コンクリート工学会	令和4年6月
2	水門鉄管技術基準	(一社)電力土木技術協会	令和4年11月
3	水門樋門ゲート設計要領(案)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成13年12月
4	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木事業協会	平成21年3月

（貸与資料等）

第2-5条

貸与資料等は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
関係図書	国営山王海葛丸土地改良事業計画書	1 式
	計画用水系統模式図	1 式
	施設の長寿命化に配慮した更新整備計画 (山王海葛丸地区)	1 式
	山王海土地改良区設立70周年事業回顧録	1 式
	事業成績書 県営用排水改良事業山王海地区 S41～51	1 式
	事業誌 国営山王海土地改良事業の歩み 山王海・葛丸の水 H14. 3	1 式
	出来形図 国営山王海農業水利事業 S53～H3 稲荷幹線用水路	1 部
成果品	平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 須川・藤沢・山王海地区機能診断調査業務 報告書	1 式
	平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 山王海地区機能診断調査業務 報告書	1 式
	平成 27 年度 地域整備方向検討調査 山王海三期地区施設機能調査業務 報告書	1 式
	平成 30 年度 国営かんがい排水事業 山王海三期地区幹線用水路機能診断調査業務 報告書	1 式
	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区事業構想検討その他業務 報告書	1 式
	令和 5 年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 山王海葛丸地区稲荷幹線用水路 (その 1) 実施設計業務 報告書	1 式
	令和 6 年度 山王海葛丸農業水利事業 稲荷頭首工実施設計業務 報告書	1 式
	その他	その他監督職員が必要と認める資料

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

#### 第2-6条

第2-4条(参考図書)、第2-5条(貸与資料等)に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

#### 第2-7条

本業務に関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名	業務実施期間(予定)
南幹線水路実施設計(その1)業務(仮名)	R7.6~R8.2

(関連工事)

#### 第2-8条

本業務に関連する他工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の現場代理人と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

工事名	工期(予定)
稲荷幹線水路分水槽他ゲート改修(その1)工事(仮名)	R7.8~R8.3
稲荷幹線水路分水槽他整備(その2)工事(仮名)	R7.8~R8.3

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第3-1条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

なお、各作業項目の対象施設は別紙－3「対象施設一覧」に示すとおりであり、作業内容の詳細は別紙－4「作業項目内訳表」及び別紙－5「数量表」に示すものとする。

#### 作業項目表

##### ・調査業務

作業項目	数量	備考
1 パイプライン改修	L=0.4km	
2 ゲート設備等改修	1式	

##### ・測量業務

作業項目	数量	備考
1 基準点測量	1式	
2 路線測量	0.16km	
3 現地測量	0.015km <sup>2</sup>	

##### ・設計業務

作業項目	数量	備考
1 パイプライン改修 実施設計	L=0.4km	
2 ゲート設備等改修 実施設計	1式	

(調査作業の留意点)

#### 第3－2条

調査作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 現地調査において著しく機能が低下している設備を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- 2 現地調査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- 3 対策内容の検討にあたっては、当該設備が必要な機能及び安全で所要の耐久性を

有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

- 4 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5 第2-4条（参考図書）、第2-5条（貸与資料等）及び共通仕様書（設）に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 6 現地調査等の実施にあたっては、監督職員及び施設管理者等との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。
- 7 機能診断に伴い必要とされる消耗的部品等が発生した場合は監督職員と協議するものとする。
- 8 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに、十分に活用し効率的な作業を行うものとする。
- 9 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討するものとする。

#### 10 排水作業

パイプライン調査及びゲート設備等の調査の実施にあたり、水路内の水を排水ポンプにより排水するものとする。

なお、ポンプ能力及び運転日数等に変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

#### 11 パイプライン調査

パイプライン調査の実施にあたり調査計画書を提出するものとする。

##### （1）水張り試験

水張り試験の試験期間、試験方法、試験する区間の順序等については受注者が計画を作成するものとする。

なお、水張り試験の結果、漏水が発生していると想定される区間については、漏水が発生している継手を特定するためにテストバンドを実施するものとする。

水張り試験の結果に基づきテストバンドの実施が必要となった場合は、監督職

員と協議するものとする。

(測量作業の留意点)

### 第3-3条

測量作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

#### 1 成果の検定

本測量成果の検定については、測量作業規程第14条（測量成果の検定）によるものとする。

#### 2 資料収集

本業務に必要な三角点、水準点、公図等の作成作業に必要な資料の補足は、受注者において入手するものとする。

#### 3 図化作業

図化作業における留意点は、次のとおりとする。

(1) 写真上判読困難な事項については、図化に先立ち図化縮尺とほぼ同縮尺の引伸ばし写真を現地に携行し、現地で直接引伸ばし写真に明示するものとする。

(2) 細部図化にあたっては、現地調査結果に従い、次の事項に留意して行うものとする。

事項
水田、畑、山地、宅地等の利用区分
家屋その他施設の形状・大きさ
道路、水路、河川、沼、側水路等の位置形状、大きさ、流水方向
その他本業務に関する特徴的事項

(3) 図画割・装飾については、監督職員の指示によるものとする。

#### 4 横断測量

中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。

なお、横断測量の縮尺は $S=1/100$ とする。

## 5 現地測量

現地測量の地図情報レベルは 500 とする。

(設計作業の留意点)

### 第3-4条

設計作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

1 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

2 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

3 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。

(1) 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、  
<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。

(2) 新技術情報システム (NETIS) については、  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/)を参照。

4 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」、土地改良工事数量算出要領 (案) (土木工事) 及び土地改良工事数量算出要領 (案) (施設機械工事) に基づき作成するものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。

(1) 「工事工種の体系化」は、[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/)を参照。

(2) 「土地改良工事数量算出要領 (案) (土木工事) 及び土地改良工事数量算出要領 (案) (施設機械工事)」は、<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/>を参照。

5 施工計画に影響する用地買収範囲及び借地関係の資料は受注者が入手することで考えている。

なお、これについて十分認識のうえ作業を行うものとする。

6 対策内容の検討にあたっては、既存施設の構造や配置、施設管理者の管理体制等を考慮しながら総合的に検討し、設計しなければならない。

(業務の成果品質確保対策)

### 第3-5条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### 1 業務確認会議

業務着手時に管理技術者、担当技術者並びに事務所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
作業条件・前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
設計変更内容
その他(事業間連携、資材選定チェック、環境対策等の促進)

(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

## 2 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

## 3 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

## 4 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 5 設計業務審査のためのチェックリストの作成

業務の中間段階において、設計条件等の確認及び中間成果の情報共有を図るため、農村振興局整備部設計課作成の「設計業務管理の手引書」（農林水産省 HP 掲載）の当該工種にかかる設計審査のためのチェックリスト、その他監督職員から指示のあった様式を作成し、情報共有システムを活用して中間成果物とともに監督職員に提出しなければならない。

### （1）設計業務管理の手引書

「設計業務管理の手引書」は下記リンクを参照。

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s\\_kanri\\_tebiki/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_kanri_tebiki/index.html)

（業務写真における黒板情報の電子化）

### 第3－6条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記の1～4によりこれを実施するものとする。

#### 1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

## 2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

## 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、上記「1 使用する機器・ソフトウェア」の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

## 4 写真の納品

受注者は、上記「3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い」に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

## 5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含ま

れる。

## 第4章 業務管理

(情報共有システム)

### 第4-1条

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第5章 打合せ

(打合せ)

### 第5-1条

共通仕様書（設）第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的
第1回	初回打合せ	現場条件等の確認、貸与資料の貸与
第2回	中間打合せ	業務確認会議
第3回	中間打合せ	基本事項選定段階
第4回	中間打合せ	設計内容選定段階
第5回	最終打合せ	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書（設）第1-11条に定める業務計画書に基づく業

務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第6章 成果物

(成果物)

### 第6-1条

#### 1 成果物

成果物を共通仕様書（設）第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副 2部
成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版） （CD-R 若しくは DVD-R）	1部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1部

#### 2 開示用成果物の作成

成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行った電子媒体（個人情報等の不開示情報版）を作成するものとする。

個人情報等の不開示情報版は成果物の電子媒体について上記「1 成果物」に示す部数を提出するものとする。

なお、個人情報等の不開示情報版の成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

### 第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70-3  
東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

## 第7章 契約変更

(契約変更)

### 第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計条件等」に変更が生じた場合
- 2 第2-3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- 3 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 4 第3-2条に示す「調査作業の留意点」に変更が生じた場合
- 5 第3-3条に示す「測量作業の留意点」に変更が生じた場合
- 6 第3-4条に示す「設計作業の留意点」に変更が生じた場合
- 7 第3-5条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合
- 8 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 9 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 10 履行期間の変更が生じた場合
- 11 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- 12 現地作業において仮設工が必要となった場合
- 13 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合
- 14 その他

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙－2  
設計基本条件  
1 ゲート設備

項目	条件			
	稲荷分水工	第1号小分水工	第1号小分水工	第1号小分水工
(1) 設計基本条件				
既存施設	あり	あり	あり	なし
設備名称	稲荷分水工 簡易スルースゲート	第1号小分水工 簡易スルースゲート	第1号小分水工 簡易スルースゲート	第1号小分水工 排泥弁
形式	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート
数量	2基	1基	1基	1基
扉体幅	□200mm	φ 800mm	φ 100mm	φ 200mm
扉体高	□200mm	φ 800mm	φ 100mm	φ 200mm
ゲート敷高	EL177.280m	EL177.487m	EL179.100m	EL179.200m
開閉方式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式	手動
操作方式	機側操作	機側操作	機側操作	機側操作
(2) 荷重条件				
設計水位 (上流側)	EL182.090m	EL180.394m	EL180.250m	EL180.250m
設計水位 (下流側)	—	—	—	—
操作水位 (上流側)	EL177.280m	EL180.394m	EL180.250m	EL180.250m
操作水位 (下流側)	—	—	—	—
敷高	EL177.280m	EL177.487m	EL179.100m	EL179.200m

項目	条件			
	北幹線分水工	第1号減圧スタンド工	第1号分水工	第2号減圧スタンド工
(1) 設計基本条件				
既存施設	あり	あり	あり	あり
設備名称	北幹線分水工 簡易スルースゲート	第1号減圧スタンド工 簡易スルースゲート	第1号分水工 簡易スルースゲート	第2号減圧スタンド工 簡易スルースゲート
形式	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート
数量	1基	1基	1基	1基
扉体幅	φ 500mm	φ 200mm	φ 200mm	φ 200mm
扉体高	φ 500mm	φ 200mm	φ 200mm	φ 200mm
ゲート敷高	EL172.500m	EL166.600m	EL160.600m	EL156.212m
開閉方式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式
操作方式	機側操作	機側操作	機側操作	機側操作
(2) 荷重条件				
設計水位 (上流側)	179.500m	175.400m	170.100m	163.900m
設計水位 (下流側)	175.931m	170.600m	164.896m	159.800m
操作水位 (上流側)	179.500m	175.400m	170.100m	163.900m
操作水位 (下流側)	175.931m	170.600m	164.896m	159.800m
敷高	EL172.500m	EL166.600m	EL160.600m	EL156.212m

項目	条件		
	第2号分水工	第3号分水工	第4号分水工
(1) 設計基本条件			
既存施設	あり	あり	あり
設備名称	第2号分水工 簡易スルースゲート	第3号分水工 簡易スルースゲート	第4号分水工 簡易スルースゲート
形式	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート	簡易スルースゲート
数量	1基	1基	1基
扉体幅	φ200mm	φ200mm	□200mm
扉体高	φ200mm	φ200mm	□200mm
ゲート敷高	EL150.852m	EL145.400m	EL138.350m
開閉方式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式	手動 スピンドル式
操作方式	機側操作	機側操作	機側操作
(2) 荷重条件			
設計水位 (上流側)	159.800m	153.200m	147.700m
設計水位 (下流側)	153.200m	147.700m	142.570m
操作水位 (上流側)	159.800m	153.200m	147.700m
操作水位 (下流側)	153.200m	147.700m	142.570m
敷高	EL150.852m	EL145.400m	EL138.350m

## 2 水位計

項目	条件			
	北幹線分水工	第1号分水工	第2号分水工	第3号分水工
(1) 設計基本条件				
既存施設	あり	あり	あり	あり
形式	フロート式	フロート式	フロート式	フロート式
数量	1基	1基	1基	1基
動力	なし	なし	なし	なし
データ転送	なし	なし	なし	なし

項目	条件
	第4号分水工
(1) 設計基本条件	
既存施設	あり
形式	フロート式
数量	1基
動力	なし
データ転送	なし





稲荷幹線用水路  
新設 ゲート設備等

○：該当

測点	施設名称	新設		長寿命化計画	数量	調査業務										設計業務						
		構造	規格・寸法		ゲート設備等	外業				内業												
					スルースゲート	現地踏査(事前調査)(診断)	概略診断(診断)	事前調査(診断)	現地調査(設計)	機能診断評価(健全度診断)(診断)	ストックDB入力及び登録	設計計画(設計)	基本事項(設計)	詳細事項(設計)	設計計算(設計)	施工計画(設計)	設計図(設計)	数量計算(設計)	概算工事費(設計)	照査(設計)	点検取りまとめ	
No.8 + 44.230 IP6	第1号小分水工 第1号マンホール室	スルースゲート	簡易 手動ストック式 φ200mm	—	1基								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業務対象					1基																	

## 別紙ー 4 作業項目内訳表

### 1 調査業務

#### (1) パイプライン

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査（診断） 線的構造物	事前調査（過年度実施業務等）で得られた情報を参考に遠隔目視により変状の有無や変状個所の特定を行い、踏査結果を整理する。	○
2 パイプライン調査 （水張り試験）	現地調査により決定した調査地点において、調査（水張り試験）を実施する。	○

#### (2) ゲート設備等

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査 （事前調査） （診断）	設備の状況及び問題点を把握するために関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査を行う。 これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価及び劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。	○
2 概略診断 概略診断調査 （診断）	事前調査及び現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び、操作記録等から設備の状態、機能を確認する。 なお、概略診断で健全度の把握ができない場合は詳細診断へ移行する。 また、詳細診断を行う場合は監督職員と協議するものとする。	○

2 設計業務  
 (1) パイプライン

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 業務準備 (診断)	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2 資料調査 (診断)	過年度業務報告書、施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
3 問診調査 (診断)	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
4 性能低下要因の推定 (診断)	パイプライン調査、資料調査、問診調査及び現地踏査結果を基に性能低下の推定を行う。 また、環境（水質または周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。	○
5 構造検討 (診断)	荷重条件の変化及び施設の劣化により変状が確認された構造物の現状の強度・荷重条件で構造計算を行い、施設の安全性について検証を行う。	○
6 健全度評価 (診断)	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
7 性能低下予測 (診断)	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	○
8 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○
9 設計計画 (設計)	①基本条件の検討 詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。 ②更新・補修工法の検討 更新・補修に係る工法比較を行い補修等工法を決定する。	○
10 構造計画 (設計)	各実施断面について、内外圧に対する詳細な構造計算を行う。 ゲート等の更新により分土工等の荷重条件が変化する場合は再検討を行う。	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
11 耐震設計（設計）	重要度区分に応じた耐震設計(応答変位法を用いたレベル1、レベル2地震動の検討、地盤変状に対する検討、液状化対策の検討)及び地震応答対策の検討を行う。	○
12 図面作成（設計）	①構造図作成 各タイプの構造詳細図等を作成する。  ②付帯施設構造図作成 撤去図、復旧図、構造一般図、構造詳細図、補修詳細図等を作成する。  ③平面・縦断図作成 詳細な平面縦断図及びパイプライン更新・補修図（管割図含む）を作成する。  ④土工図 各工法において必要な土工図を作成する。  ⑤仮設図 下記の施工計画に基づく仮設図を作成する。	○
13 数量計算（設計）	土工、コンクリート、管、附帯工、更新・補修工、仮設工、材料等の詳細な数量計算を行う。	○
14 施工計画（設計）	工程計画、施工順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	○
15 特別仕様書作成（設計）	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○
16 概算工事費（設計）	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。 概算工事費は積上げ積算により算定する。	○
17 総合検討（設計）	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行う。	○
18 照査（設計）	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
19 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

(2) ゲート設備等

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 事前調査 (診断)	<p>設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。</p> <p>これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。</p> <p>なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。</p>	○
2 現地調査 (設計)	<p>関連する土木構造物及び施工条件等の設計に必要な内容について調査を行う。</p>	○
3 概略診断 機能診断評価 (健全度評価) (診断)	<p>概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。</p>	○
4 農業水利ストック 情報データの入力 及び登録	<p>上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。</p>	○
5 設計計画 (設計)	<p>設計計画として以下の作業について計画を作成する。</p> <p>①ゲート設備 準備作業 (資料収集等) 作業計画</p> <p>②水位計 準備作業 (資料収集等) 作業計画</p>	○
6 基本事項 (設計)	<p>施設の更新・補修工法及び新設について、過年度業務調査結果及びこの業務における調査結果に基づき比較検討をする。</p> <p>なお、更新・補修工法の比較検討にあたっては、更新・補修工事の費用のみではなく、工事実施後の定期点検及び管理等の費用を含めるものとする。</p> <p>①ゲート設備 (更新・補修) 更新・補修工法の検討</p> <p>②水位計 (更新・既設利用) 更新・既設利用の検討</p>	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
7 詳細事項（設計）	<p>対象施設について以下の作業を行う。</p> <p>形式の検討決定 開閉装置の検討決定 操作制御方式の検討決定 付属設備の仕様及び配置の検討 安全施設等の使用及び配置の検討</p> <p>①ゲート設備（更新・補修） 形式の検討決定 開閉装置の検討決定 操作制御方式の検討決定 付属設備の仕様及び配置の検討 安全施設等の仕様及び配置の検討</p> <p>②水位計（更新） 形式の検討決定 構造の検討決定</p>	○
8 設計計算（設計）	<p>設計計算として以下の作業を行う。</p> <p>設計計算書 材料及び部材の検討決定 装置及び諸元の検討決定 機器配置の検討決定 工事工程計画の作成 特別仕様書（案）の作成 操作規程案、管理規定案及び維持管理方法案の作成</p>	○
9 施工計画（設計）	<p>工程計画、施工順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画を作成する。</p>	○
10 設計図（設計）	<p>設計図として以下の作業を行う。</p> <p>一般構造図（全体、部分配置図） 姿図 平面図 仮設図 その他必要と考えられる図面</p>	○
11 数量計算（設計）	<p>数量計算として以下の作業を行う。</p> <p>主要部材数量表（内訳書、集計表） 機器数量表（規格、要領） 塗装数量表 据付工事数量表 付属設備数量表 安全施設等数量表 仮設工数量表 その他必要と考えられる数量</p>	○
12 概算工事費（設計）	<p>各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。 概算工事費は積上げ積算により算定する。</p>	○
13 照査（設計）	<p>照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。</p>	○
14 点検取りまとめ	<p>成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。</p>	○

数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
I 調査業務				
1 直接人件費～機械経費	稲荷幹線用水路			
(1) 直接人件費～機械経費	機能診断			
調査業務	稲荷幹線用水路 パイプライン	式	1.000	
調査業務	稲荷幹線用水路 ゲート設備等	式	1.000	
資機材運搬費	仙台市～稲荷幹線用水路	現場	1.000	
排水ポンプ設置撤去 (小口径)	口径 50mm, なし	箇所	3.000	
排水ポンプ運転 (小口径)	運転10日, 作業時排水, 0以上～6m <sup>3</sup> /s未満, 発動発電機, あり	箇所	3.000	
(2) 移動に係る基準日額				
移動に係る基準日額		式	1.000	
2 直接経費(電子成果品作成費を除く)	稲荷幹線用水路			
(1) 直接経費(電子成果品作成費を除く)				
電子納品版業務報告書作成	1冊, A-4, 300枚, ファイル5cm, CD0枚	式	1.000	
3 間接調査費(施工管理費以外)	稲荷幹線用水路			
(1) 間接調査費(施工管理費以外)	機能診断調査			
旅費交通費(機能診断外業宿泊用)	仙台市～紫波町, ライトバン, 0.50日, 2日, 2時間	式	1.000	
II 測量業務				
1 直接人件費～機械経費	稲荷幹線用水路			
(1) 直接人件費～機械経費	パイプライン			
3級基準点測量	計上する, 永久標識設置なし, 都市近郊, 平地, 0.00	点	1.000	
4級基準点測量	計上する, 都市近郊, 平地, 0.00	点	9.000	
路線測量 横断測量	平地, 都市近郊, 0.20, 45m未満, 50m, 1,000台未満/12時間, 0.00, 0	km	0.160	
現地測量(I)	1/500, 平地, 都市近郊, 0.20, 0.015km <sup>2</sup>	式	1.000	
現地測量(II)	1/500, 平地, 都市近郊, 0.20	式	1.000	
(2) 移動に係る基準日額				
移動に係る基準日額		式	1.000	
2 直接経費(電子成果・安全費除く)	稲荷幹線用水路			
(1) 直接経費(電子成果・安全費除く)	パイプライン			
旅費交通費(測量外業宿泊用)	仙台市～紫波町, ライトバン, 0.50日, 2日, 2時間	式	1.000	
電子納品版業務報告書作成	1冊, A-4, 300枚, ファイル5cm, CD0枚	式	1.000	

数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
3 精度管理費	稲荷幹線用水路			
(1) 精度管理費				
精度管理費		式	1.000	
4 一括計上価格	稲荷幹線用水路			
(1) 一括計上価格				
測量成果品検定費	基準点測量 公共測量 3級 GNSS 150点未満	点	1.000	
測量成果品検定費	基準点測量 公共測量 4級 GNSS 150点未満	点	9.000	
III 設計業務				
1 直接人件費	稲荷幹線用水路			
(1) 設計作業費				
設計業務	稲荷幹線用水路 パイプライン	式	1.000	
設計業務	稲荷幹線用水路 ゲート設備等	式	1.000	
(2) 打合せ				
打合せ (初回)	一般工種, 着手前, 1.00人, 1.00 人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.5日	回	1.000	
打合せ (中間)	一般工種, 中間, 1.00人, 1.00 人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.5日	回	3.000	
打合せ (最終)	一般工種, 最終, 1.00人, 1.00 人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.5日	回	1.000	
(3) 移動に係る基準日額				
移動に係る基準日額		式	1.000	
2 直接経費(電子成果品作成費を除く)	稲荷幹線用水路			
(1) 直接経費(電子成果品作成費を除く)				
打合せ (初回)	一般工種, 着手前, 通勤により打合 せ, ライトバン, 1日	回	1.000	
打合せ (中間)	一般工種, 中間, 通勤により打合 せ, ライトバン, 1日, 4時間	回	3.000	
打合せ (最終)	一般工種, 最終, 通勤により打合 せ, ライトバン, 1日, 4時間	回	1.000	
旅費交通費 (設計外業宿泊用)	ライトバン, 2.00日, 2日, 2時間	式	1.000	
電子納品版業務報告書作成	1冊, A-4, 1000枚, ファイル10 cm, CD0枚	式	1.000	
不開示情報の黒塗り等の措置	不開示情報の黒塗り 電子成果物1 枚	式	1.000	